

商品概要説明書

J A リフォームローン（空き家解体型）（ニコス保証型）

越前たけふ農業協同組合

（令和3年7月1日現在適用中）

商品名	J A リフォームローン（空き家解体型）（ニコス保証型）						
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。 						
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金使途に含めることができます。 						
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。						
借入期間	○1年以上10年以内とします。						
借入利率	<p>【固定金利選択型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 						
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 						
担保	○不要です。						
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。						
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により団体信用生命共済にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ※共済掛金は当J Aが負担いたします。 ※さらに、下記の団体信用生命共済（特約保障）を付加することができますが、お借入利率は、下表記載の加算金利分が上乗せとなります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（特約保障）</th> <th>加算金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（特約保障）	加算金利	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
団体信用生命共済（特約保障）	加算金利						
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						
9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30% 						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…33,000円 ②一部繰上返済の場合…5,500円（I Bは無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 						

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○本商品は店頭お申込み専用の商品となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>